

令和6年度

— 第3回（定例・臨時） —

## 教育委員会議事録

開 会	令和6年5月27日	10時30分				
閉 会	令和6年5月27日	11時00分				
会議場所	教育委員室					
委員出欠	伊藤忠通	出	上野周真	出	田中郁子	出
	伊藤美奈子	出	三住忍	出		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 総務課					

## 議 案 及 び 議 事 内 容

次 第	
議決事項 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正について	可 決
議決事項 2 奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部改正について	可 決

○大石教育長 「伊藤忠通委員、上野委員、田中委員、伊藤美奈子委員、三住委員おそろいですね。それでは、ただ今から、令和6年度第3回定例教育委員会を開催いたします。本日は、委員全員出席で、委員会は成立しております。奈良県教育委員会会議傍聴規則第2条の規定に基づきまして、1名の方が傍聴券の交付を受けています。」

- 議決事項 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正について
- 議決事項 2 奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部改正について

○大石教育長 「議決事項 1 『職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正』及び議決事項 2 『奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部改正』について、ご説明をお願いします。」

○安田教育次長 「議決事項 1 と議決事項 2 は関連しておりますので、一括して説明させていただきます。

まず、議決事項 1 『職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正』について説明いたします。

多様な人材が集まり、活躍できる包摂性の高い職場環境の整備を目指し、職員の勤務時間等の柔軟な設定を可能とする、すなわち現行のフレックス制の柔軟性を高めるため、令和6年2月議会で『職員の勤務時間、休暇等に関する条例』が改正され、また、この条例改正を受け、『職員の勤務時間、休暇等に関する規則』が令和6年5月に改正されました。これに伴い、奈良県教育委員会事務局職員のフレックス制について定める本規程について、所要の改正をしようとするものです。

条例及び規則の改正により、令和7年1月1日から、フレックス制を利用する一般職員について、週休日のほかに週1日、勤務時間を割り振らない日を設けることができ、勤務時間は1日につき2時間以上に短縮、休憩時間については職員の申告により設定可能となります。

以上の改正に伴い、本規程について、大きく3点、改正を行います。

1点目は、条例の条項を引用する条文の整備等の規定整備を行うものです。2点目は、条例第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られる職員、すなわちフレックス制を利用する職員に共通する勤務時間、いわゆるコアタイムを月曜日から金曜日までの午後1時から午後3時までに短縮し、また、育児介護等職員は、共通する勤務時間を適用しないことといたします。3点目は、『勤務時間を割り振られる職員の休憩時間は、一時間とする』という規定を削除いたします。

本規程の改正内容は、知事部局における同種の規程の改正内容と同じです。一部の規定整備を除き、令和7年1月1日から施行することとしたいと考えています。

続きまして、議決事項 2 『奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部改正』について説明します。

## 議案及び議事内容

先ほどご説明した条例及び規則の改正に伴い、奈良県教育委員会所属職員の服務について定める本規程に関しても、所要の改正を行います。

条例改正等に伴う規定整備として、『勤務時間を割り振らない日』等の文言の追加、条例の条項を引用する条文の整備、『条例第四条第三項及び第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員の休憩時間は、別に定める』という規定を削除いたします。

これらの改正内容についても、知事部局における同種の規程の改正内容と同じです。

また、(2) その他といたしまして、この改正に併せ、奈良県教育委員会所属職員に交付している職員証について、現住所の記載を削除するなど記載事項を簡素化させていただきたいと考えています。

施行期日について、(1) の改正については令和7年1月1日から施行、(2) の改正については公布日から施行することとしたいと考えています。

以上です。」

○大石教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○三住委員 「改正内容について、もう少し具体的に教えてください。」

○安田教育次長 「今すでに導入されているフレックス制では、コアタイムを定めまして、勤務時間の開始、あるいは終了をずらして勤務することができるということにしており、一般職の場合ですと、現行では10時から16時をコアタイムとして、例えば7時から勤務を開始して早くに勤務を終了するというのを可能にしています。

このコアタイムを短くすることにより、今日の勤務時間を例えば4時間にし、明日は8時間というように、拘束時間を少し短くし、より柔軟に対応できるようになるというものです。あと、今まで育児や介護をされている職員については、土日の他にもう1日、勤務しない日を設けることができましたが、一般職についても勤務しない日を設けることができるようになり、残りの4日で、週の勤務時間38時間45分を割り振ってというような形で勤務することができるようになるというものです。」

○大石教育長 「より自由度が高まったということですね。」

○三住委員 「仕事を全体的に減らしていく方向を前提にしているということでしょうか。それとも仕事量は同じだけあるという前提でしょうか。」

○安田教育次長 「フレックス制と仕事を減らすというのは少し別に考えていただけたらと思います。もちろん仕事を業務改善で減らしながら、超過勤務を減らすということは重要であると考えていますが、フレックス制はあくまで勤務時間は固定した上で、日によってフレキシブルに勤務できるというものです。」

○三住委員 「介護や育児のために休暇を取ると、周りの人に負担がかかり、双方に不満が高まるということがあると思うのですが、それはこの改正と関連するところがあるのですか。」

○安田教育次長 「今回の改正はそれとはまた別の、皆が働きやすくなるようにするための改正になります。」

○三住委員 「教育委員会事務局の場合は、働く時間をある程度自由にできるためこのような形をとりやすいと思いますが、教員の場合は、休むと他の教員が代わらないといけないため、他の

## 議案及び議事内容

教員に負担がかかります。このことについての検討は何かされていますか。」

○安田教育次長 「学校の教員についても、フレックス制自体は導入されており、こちらについても、柔軟に対応できるように検討中です。委員が言っていただきましたように、教育委員会事務局と学校の現場というのは少し変わってくると思いますので、現場に合わせた形の運用になるように、現在、規程の整備を準備しているところです。」

○伊藤（忠）委員 「13号様式について、職員証の現住所、勤務所、職氏名を、氏名だけにするという説明がありましたが、これはプライバシーの問題で改正されるのですか。」

○安田教育次長 「県庁の知事部局職員の職員証についても、以前から住所や所属というのを記載しない形になっておりますが、教育委員会事務局では従来の形で残っております。

勤務所等については所属が変わるたびに修正が必要でしたし、所属や住所が記載されている必要があるかということを確認をしてみました。記載がないことによる不利益もないということですので、もちろんプライバシーの問題もありますが、業務の改善・効率化という点も踏まえて、今回改正させていただきたいと思っております。」

○田中委員 「フレキシブルに働きやすくするためコアタイムを短くすることは、すごく良いことですが、周知・連絡・連携という部分が少し疎くなるのではないかと若干心配しています。」

○安田教育次長 「コアタイムは短くしますが、勤務時間自体を短くすることではありませんので、全くコミュニケーションが取れないということにはならないと考えております。委員にご指摘いただいたとおり、コアタイムが短い長いにかかわらず、組織の中での情報共有等は重要と考えておりますので、それにつきましては各係で共有してもらおうよう進めていきたいと考えております。」

○大石教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○大石教育長 「議決事項1及び議決事項2については可決いたします。」

○大石教育長 「その他報告事項について、ご報告をお願いします。」

○東村教職員課長 「令和7年度奈良県・大和高田市・県立大附属高公立学校教員採用候補者選考試験の出願状況について、報告いたします。

出願者合計は、昨年比124名減の1,819名となり、全体の倍率は、昨年度比0.6ポイント減の5.0倍となっています。また、今年度から実施する3年次選考の出願者は81名で、総出願者は1,900名です。

教科ごとの出願状況は、中学校の社会、保健体育、高等学校の美術、書道、保健体育と養護教諭の倍率が10倍以上と高くなっています。一方、中学校の理科では、3倍以下と低くなっています。なお、今回の報告は暫定値で、確定値は5月31日にホームページで公開する予定です。1次試験は6月15日に筆記試験、16日に実技試験を行います。

以上です。」

## 議案及び議事内容

○大石教育長 「ただ今の件について、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○伊藤（忠）委員 「前年に比べてかなり出願者が減っているのですが、これは毎年減少しているのか、それとも年や種別によって変動があるのでしょうか。科目ごとでは、中学校の数学と保健体育が大きく減っています。あとは特別支援学校が11人減ということで、先ほど全体の倍率が低いというご説明ありましたが、経年、時系列で見て減少傾向にあるのか、その年によって増えたり減ったりするのか、その辺りいかがでしょうか。」

○東村教職員課長 「昨年比124名減の1,819名ですが、2年前の採用試験の人数は1,789名です。それに比べると、今年は多くなっています。昨年、講師の1次試験免除を入れたり、採用試験の受験年齢の上限を撤廃したりしたので、一時的にすごく増えました。その増えた分が減っていますが、全体の傾向とすれば、5倍程度の倍率をずっと維持しています。」

○伊藤（忠）委員 「保健体育と特別支援学校の減は、例年なのでしょうか。たまたま今年についてはそうなったのでしょうか。」

○東村教職員課長 「昨年は、中学校で数学が18名の増、保健体育が4名の増でした。特別支援学校は8名減なので、継続して減っています。」

○伊藤（忠）委員 「増えたとか減ったとかの反動はありますか。」

○東村教職員課長 「増減の詳細な分析はまだできていません。」

○大石教育長 「暫定値ですので、まだこれから増えるかもしれないということですか。」

○東村教職員課長 「総数は変わらないと思いますが、5月31日に向けて受験資格等を精査していますので、何らかの数値が変わる可能性はあります。」

○伊藤（美）委員 「3年次選考は81名とのことですが、その数値はどこに入っていますか。それは別枠というのとは分かりますか。」

○東村教職員課長 「資料の表は令和7年度の採用予定者であり、3年次選考の81名は、この表の中には入っていません。」

○伊藤（美）委員 「もし反映されるとしたら、その次の年度にその方たちが入ってこられるかもしれないということですか。」

○東村教職員課長 「そうです。3年次選考の合格者は令和8年度の採用候補者になります。」

○大石教育長 「3年次選考が小学校80人、特別支援学校1人という出願状況をどう評価されますか。他県も3年から受けられるようになってきているのは、広げにしているのですよね。小学校と特別支援学校は他県と比べて、結構たくさん集まったと思っておられるのですか。」

○東村教職員課長 「3年次選考は、昨年あたりから他県で始まっており、今年、多くの県で導入されているところです。小学校と特別支援学校は募集人数が比較的大きいので、3年次選考の対象としました。80人と1人が、他県に比べてどうかは、まだ分析できていません。今後分析し

## 議案及び議事内容

ていこうと思います。」

○田中委員 「採用予定者数は、事前に皆さんにお知らせしているということによろしいですか。」

○東村教職員課長 「校種別、科目ごとの採用予定者数を示した上で、募集しています。」

○田中委員 「令和7年は今発表し、来年は来年で年度ごとに発表するという形ですが、出願数と採用数のミスマッチのところがあるので、採用されなかった方はどこへ行くのかなと思っています。」

○大石教育長 「毎年退職者の数などいろいろ変わってくるので、どうしても年度ごとで募集ということになりますね。」

○大石教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、その他報告事項については了承いたします。」

○大石教育長 「それでは、議案の審議が終了したと認められますので、委員の皆様にお諮りします。本日の委員会を閉会することとしては、いかがでしょうか。」

※各委員一致で承認

○大石教育長 「委員の皆様の議決を得ましたので、これもちまして、本日の委員会を閉会します。」